Ａ．履修上の注意

（1）「教育実習」を履修する学生は、以下に示す教科及び教科の指導法に関する科目（2 科目）、教育の基礎的理解に関する科目（9 科目）、大学が独自に設定する科目（1 科目）、66 条の 6 に定める科目（1 科目）の計 13 科目のうち、8 科目 16 単位以上を修得しておくことが必要です。
このうち、特に教科教育法Ⅰ、教科教育法Ⅱ、介護等体験の基礎については、教育実習を履修するまでに終えるよう心掛けてください。

	科目名（29 生）	単位数	開講年次
教科及び教科の指導法に関する科目	教科教育法Ⅰ	2	2 年次
	教科教育法Ⅱ	2	2 年次
教育の基礎的理解に関する科目等	教育学原論	2	1 年次
	教育心理学	2	1 年次
	教育の方法と技術（情報通信技術を活用した教育の理論と方法含む）	2	1 年次
	教育相談の理論と方法	2	1 年次
	教育行政学	2	2 年次
	特別活動の指導法	2	2 年次
	生徒・進路指導論	2	2 年次
	教職論	2	2 年次
	教育課程論	2	2 年次
大学が独自に設定する科目	介護等体験の基礎（中免必修）	2	2 年次
教養科目（66 条の 6 に定める科目）	日本国憲法	2	1 年次

（2）2 年次までに修得したすべての単位数が 80 単位以上であることが必要です。
※なお、上記の条件については、2 年次後期までの成績に基づいて判定します。
※履修に際しては、ｗｅｂシラバスに使用する教科書や評価方法等が掲載されていますので、参照してください。

Ｂ．教育実習について

中学校教諭免許状取得のためには、教育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが、高等学校教諭免許状の取得のためには、教育実習Ⅰ・Ⅱがそれぞれ必修となっていますが、免許状の種類によらず、Ⅰ～Ⅲのすべてを履修することが望ましいです。

(1)「教育実習Ⅰ（事前事後指導)」、「教育実習Ⅱ（現場実習Ａ)」、「教育実習Ⅲ（現場実習Ｂ)」は同一年度に連続して履修してください。別々の年度で履修、修得することはできません。

これらの科目は、原則として３年次または４年次で実施します。

(2) 事前指導の履修状況をみて、実習生としてふさわしくはないと判断される場合は、関係教員の協議により以後の実習への参加を認めないことがあります。

教育実習Ⅰ（事前事後指導）：１単位

教育実習を効果的かつ実りあるものにするために、現場実習の前後教育実習に係る事前及び事後の指導を実施します。

教育実習Ⅱ（現場実習Ａ）：３単位

中学校、高等学校の教育現場で、観察、参加、授業実習を通して、生徒と接触することにより、教員としての実践的指導力の基礎を修得します。

教育実習Ⅲ（現場実習Ｂ）：１単位

教育実習Ⅱ（現場実習Ａ）で養成された、教員としての実践的指導力を一層向上させ、教育全般についての理解を深化・拡充させます。

Ｃ．介護等体験について

小・中学校教諭の普通免許状の取得を希望する学生に対して、平成 10 年 4 月 1 日から通称「介護等体験法」が施行されました。介護等体験は、社会福祉施設や特殊支援学校での介護や交流等の体験（合計 7 日間≪内訳：施設 5 日・学校 2 日≫）を通じて、高齢者や障害者への理解を深めることを目的としています。

介護等体験の終了後、「介護等体験証明書」が発行され、これが免許状申請時に必要な書類となります。**再発行されません**ので、保管には十分気を付けてください。

介護等体験は、3 年次以降に参加することになっています。参加希望者は、4 月のオリエンテーションで所定の手続きをしてください。なお、介護等体験に参加するためには、「介護等体験の基礎」（2 年次前期・後期 2 単位）を修得しておく必要があります。

また、麻疹抗体検査（ＥＩＡ法以上の精度をもつもの）の結果が陽性反応であることが必要になります。

Ｄ．教育実践演習について

教育免許状を取得する者の教育現場における実践的能力向上を目的として、平成22年度の入学生から、必修科目「教育実践演習（中・高）」が新設されました。これは教育実習を修得した学生のみを対象とした4年次後期の科目であり、その授業の概要等は次の通りです。

（1）到達目標

教員としての使命感や責任感、教育的愛情を持って、学級や教科を担当しつつ、学習指導・生徒指導等の職務を実践できる。

（2）授業の概要

演習を中心とした授業で、必要に応じて小グループで活動する。自己診断ならびに指導教員のアドバイスを基に各自の履修カルテを作成し、グループ討論・ロールプレーイング・事例研究等を通して、不足している知識や技能を補うと共に、優れた能力をより伸ばしていく。

（3）履修カルテ

次に挙げる資質や能力について、指導教員のアドバイスを受けながら、履修前の状況、履修中の変化、履修後の結果や今後の課題等を記録する。

①専門教科についての指導力
②教職の意義や教員の役割についての理解
③子どもに対する責任等についての理解
④社会性や対人関係（保護者を含む）についての能力
⑤生徒理解や学級経営についての能力
⑥その他

（4）学校現場の見学・調査

倉敷市教育委員会の協力を得て、倉敷市立連島中学校、連島南中学校と連携して、特別活動の見学や現場教師との意見交換を行い、生徒理解や学級経営の力量を高めると共に、放課後の補充授業に参加して専門教科の指導力を高める。

この科目は、教育職員免許法（教免）を取得するために必要な最終の単位になります。したがって、安易な気持ちで履修すると、免許状の取得が最終の段階で困難になります。このことをしっかりと認識した上で、履修することを勧めます。

Ｅ．加計教育ネットワークによる支援

本学園は、昭和 49(1974)年より加計教育振興会を設け、関連校(岡山理科大学、本学、千葉科学大学等)の卒業生のうち、教職に就いた者のネットワークを作っています。主な活動は、機関誌『加計教育』の発刊、研究助成制度、研究大会の開催です。全国に広がるネットワークを活用して、教職に関する情報交換の場、先輩と後輩がつながる場を作っています。